○外務省令第十四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二十三条の規定に基づき、同行子女手当の支給に関する規則を次のように定める。

令和八年四月一日　　外務大臣　茂木　敏充

同行子女手当の支給に関する規則

（同行子女手当の対象となる同行子女）

第一条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第六条第五項に規定する主として在外職員の収入によって生計を維持しているもの（以下「同行子女」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第二号に規定する被扶養者に該当するもの

二　前号に該当しない特段の事情があるもののうち主として在外職員の収入によって生計を維持していると認められるもの

（同行子女に関する届出等）

第二条　前条に規定する同行子女を有する在外職員は、生計維持の状況その他必要な事項を、証拠書類の写しを添えて速やかに外務大臣又はその委任を受けた者に届け出なければならない。その届け出た事項に変更が生じた場合も同様とする。

２　前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

３　同行子女手当の支給の開始については、第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から六十日を経過した後にされたときは、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

４　前項の規定は、同行子女手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（同行子女手当の支給期間の延長特例）

第三条　法第二十一条第二項に規定するやむを得ない事故とは、次の各号に掲げる事由であって、これにより新在勤地への同行子女の移動が本人の意志にかかわらず物理的に不可能なものをいう。

一　同行子女の傷病又は事故（行方不明等）

二　新旧在勤地で発生した戦乱、事変、天災等

三　その他特別な事態

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二十九条の規定に基づき、在外単身赴任手当の支給に関する規則を次のように定める。

令和八年四月一日　　外務大臣　茂木　敏充

在外単身赴任手当の支給に関する規則

（対象職員）

第一条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第六条第七項各号の規定により在外単身赴任手当を支給される職員は、住居の移転を伴う直近の本邦に所在する官署から在外公館への異動、在外公館を異にする異動、在勤する在外公館の移転又は在外職員としての採用に際して同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が転居しない職員又は外務大臣がこれに準ずる職員であると認める職員に限られるものとする。この場合において、配偶者が転居しない職員に準ずる職員の認定にあたっては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第三条第一項において「一般職給与法」という。）第十二条の二の規定により単身赴任手当を支給される職員の例による。

（やむを得ない事情）

第二条　法第六条第七項第一号及び第二号に規定するその他の外務省令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一　人事院規則九―八九（単身赴任手当）第二条各号の規定の例による事情

二　在外職員の新在勤地で発生した戦乱、事変、内乱、天災等のため、家族を新在勤地へ伴うことが危険であると外務大臣が認める事情

（権衡職員）

第三条　法第六条第七項第三号に規定する外務省令で定める在外職員は、次に掲げるものとする。

一　本邦に所在する官署から在外公館への異動に伴い、本邦から本邦以外の地に住居を移転した職員のうち、当該異動の日の前日において一般職給与法第十二条の二第一項又は第三項に規定する職員たる要件に該当し、当該異動後も単身で生活することを常況とするもの（同居していた満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子と別居することにより当該要件に該当することとなった職員については、当該子の住居から在勤する在外公館に通勤することが第四条で定める基準に照らして困難であると認められる職員に限る。）

二　人事院規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項の例によるもの（前号に掲げるものを除く。）

２　前項第二号の規定により人事院規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項の例による場合において、同項中「第二条に規定するやむを得ない事情」とあるのは、「外務省令で定める基準」とあるのは、「外務省令で定める基準」と、同項第四号及び第六号中「人事院の定める特別の事情」とあるのは、「人事院の定める特別の事情又は在外職員の在勤地で発生した戦乱、事変、内乱、天災等のため、家族を引き続き伴うことが危険であると外務大臣が認める事情若しくは配偶者同行休業をした配偶者が職務に復帰するため、旧勤務地住宅に転居すること」と読み替える。

３　前二項に定めるほか、在勤地で発生した戦乱、事変、内乱、天災等のため、家族を引き続き伴うことが危険であると認められる在外職員について、人事院規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項の例による場合においては、同項第四号及び第六号中「別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は官署の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）」とあるのは、「別居することとなった職員」と読み替える。